

給水装置等工事設計施行基準



令和 2 年（2020 年）4 月

三原市水道部

一 目 次

第1編 水道

第1章 水道概論

第1節 総 則	1-1
1.1.1 水道	1-1
1.1.2 水道の定義	1-1
1.1.3 水質基準	1-3
1.1.4 給水装置の構造及び材質の基準	1-3
1.1.5 給水装置工事	1-4
第2節 水道の権利	1-6
1.2.1 水道の権利	1-6
1.2.2 権利の移動	1-6

第2章 関係法令等

第1節 総 則	1-7
2.1.1 関係法令	1-7
2.1.2 関係条例等	1-8

第2編 指定給水装置工事事業者制度

第1章 指定給水装置工事事業者

第1節 指定給水装置工事事業者制度	2-1
1.1.1 制度の概要	2-1
1.1.2 事業者の指定	2-1
第2節 指定給水装置工事事業者の責務等	2-2
1.2.1 事業の運営に関する基準	2-2
第3節 給水装置工事主任技術者の役割と職務	2-4
1.3.1 主任技術者の役割	2-4
1.3.2 主任技術者の職務	2-4
1.3.3 従事する者の責務	2-6
1.3.4 主任技術者免状の返納	2-6

第2章 指定給水装置工事事業者の指定及び変更並びに更新

第1節 指定給水装置工事事業者の指定	2-7
2.1.1 指定の申請	2-7
2.1.2 指定の基準	2-7
2.1.3 指定工事事業者指定手数料	2-8
2.1.4 指定工事事業者証の交付	2-8
2.1.5 主任技術者の選任等	2-8
2.1.6 指定工事事業者証の再交付	2-9

2.1.7 指定工事事業者証再交付手数料	2-9
2.1.8 その他事項	2-9
第2節 指定事項の変更	2-10
2.2.1 変更の届出	2-10
2.2.2 事業の経営変更	2-11
2.2.3 指定工事事業者証の返納	2-11
2.2.4 その他事項	2-11
第3節 指定給水装置工事事業者の指定更新	2-12
2.3.1 総 則	2-12
2.3.2 更新の手続き	2-12
2.3.3 指定工事事業者指定更新手数料	2-12
2.3.4 指定の失効	2-12
2.3.5 指定の有効期間	2-12
2.3.6 指定工事事業者証の返納	2-13
2.3.7 その他事項	2-13
第3章 指定給水装置工事事業者の処分	
第1節 指定の取消及び停止	2-14
3.1.1 総 則	2-14
3.1.2 指定の取消	2-14
3.1.3 指定の停止	2-14
3.1.4 その他の処分	2-15
3.1.5 指定工事事業者証の返納	2-15

第3編 給水装置工事等申込み

第1章 総 則	
第1節 総 則	3-1
1.1.1 心 得	3-1
第2節 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事	3-1
1.2.1 総 則	3-1
1.2.2 工事の施行範囲	3-1
1.2.3 工事の種類	3-1
1.2.4 給水装置の所有者	3-2
1.2.5 工事の受注	3-2
第2章 手 続	
第1節 総 則	3-5
2.1.1 申込み	3-5
2.1.2 施行承認	3-5
2.1.3 申込みの保留	3-5
2.1.4 申込みの取消	3-6
2.1.5 設計変更	3-6

2. 1. 6 指定工事事業者の変更	3-7
2. 1. 7 給水承諾	3-7
第2節 事前協議の申込み	3-8
2. 2. 1 事前協議	3-8
2. 2. 2 協議の申込み	3-8
2. 2. 3 協議の結果	3-8
2. 2. 4 その他添付書類	3-8
第3節 給水装置工事の申込み	3-10
2. 3. 1 工事の申込み	3-10
2. 3. 2 臨時給水装置の申込み	3-10
2. 3. 3 支障移設に伴う工事の申込み	3-11
2. 3. 4 その他添付書類	3-11
第4節 申込みに添付すべき書類	3-12
2. 4. 1 総 則	3-12
2. 4. 2 公図及び登記事項証明書	3-12
2. 4. 3 事前協議回答書	3-12
第5節 承諾書	3-13
2. 5. 1 総 則	3-13
2. 5. 2 他の者の給水装置から分岐する場合	3-13
2. 5. 3 他の者の土地を使用する場合	3-13
2. 5. 4 他の者の給水装置を臨時のに使用する場合	3-13
2. 5. 5 増圧給水設備を設置する場合	3-13
2. 5. 6 管路活水器等を設置する場合	3-13
2. 5. 7 水道直結式スプリンクラーを設置する場合	3-14
2. 5. 8 太陽熱利用給湯システムを設置する場合	3-14
2. 5. 9 ミスト発生装置を設置する場合	3-14
2. 5. 10 非常用貯水槽を設置する場合	3-14
2. 5. 11 私設メーターを設置する場合	3-14
2. 5. 12 特例直結直圧方式で給水する場合	3-14
2. 5. 13 直結増圧方式で給水する場合	3-14
2. 5. 14 受水槽方式で給水する場合	3-15
2. 5. 15 各戸メーターを設置する場合	3-15
第6節 誓約書	3-16
2. 6. 1 総 則	3-16
2. 6. 2 臨時に給水装置を設置する場合	3-16
2. 6. 3 止水栓止工事を行う場合	3-16
2. 6. 4 給水設備を給水装置として使用する場合	3-16
2. 6. 5 私設給水幹線を新設する場合	3-16
2. 6. 6 私設給水幹線において出水不良等が懸念される場合	3-17
2. 6. 7 私設給水幹線からの給水を放棄する場合	3-17

2.6.8 受水槽を設置しない場合	3-17
2.6.9 既存高置水槽へ直接給水する場合	3-18
第7節 届出書	3-19
2.7.1 総 則	3-19
2.7.2 申込者の居住地が県外の場合	3-19
2.7.3 受水槽や特殊器具装置等を設置する場合	3-19
2.7.4 メータ一口径を変更する場合	3-20
2.7.5 水道の使用を中止又は開始する場合	3-20
2.7.6 給水装置の権利を放棄する場合	3-20
2.7.7 給水装置の所有者を変更する場合	3-20
2.7.8 給水装置を譲渡する場合	3-20
2.7.9 分岐工事に着手する場合	3-20
第8節 設計審査	3-22
2.8.1 総 則	3-22
2.8.2 設計審査	3-22
2.8.3 工事設計審査手数料	3-23
2.8.4 工事設計審査手数料の算定	3-24
2.8.5 工事設計審査手数料の還付	3-27
2.8.6 工事設計審査手数料の免除	3-27
第9節 新規加入分担金	3-29
2.9.1 総 則	3-29
2.9.2 新規加入分担金の算定	3-29
2.9.3 新規加入分担金の還付	3-31
2.9.4 特例措置	3-32
第10節 権利の統合及び分割	3-33
2.10.1 総 則	3-33
2.10.2 条 件	3-33
2.10.3 手 続き	3-33
2.10.4 統合及び分割後の新規加入分担金の算定	3-34
第3章 水道メーターの貸与等	
第1節 水道メーターの貸与	3-36
3.1.1 総 則	3-36
3.1.2 メーターの貸与	3-36
3.1.3 直結直圧方式のメーター設置基準	3-37
3.1.4 直結増圧方式及び受水槽方式のメーター設置基準	3-41
第2節 水道メーターの取替及び撤去	3-43
3.2.1 総 則	3-43
3.2.2 メーターの取替	3-43
3.2.3 メーターの撤去及び返却	3-43
第3節 給水装置及び水道メーターの移転	3-44

3.3.1 総則	3-44
3.3.2 給水装置及び権利の移転の禁止	3-44
3.3.3 特例措置	3-44

第4編 給水装置設計基準

第1章 給水装置の計画

第1節 給水装置の基本的要件	4-1
1.1.1 基本的要件	4-1
1.1.2 給水装置の構造及び材質の基準	4-2
1.1.3 基準適合性の証明	4-3
第2節 給水装置等の使用材料	4-5
1.2.1 給水装置用材料の指定	4-5
第3節 給水栓類等の種類	4-9
1.3.1 給水栓類	4-9
第4節 給水装置の基本計画	4-10
1.4.1 基本計画	4-10
1.4.2 調査	4-10
1.4.3 給水装置図面等の提供	4-12
1.4.4 給水装置図面等交付手数料	4-13
1.4.5 給水装置図面等交付手数料の免除	4-13
1.4.6 給水方式の決定	4-13
1.4.7 給水方式の種類	4-13
1.4.8 給水方式の選定上の注意点	4-14
1.4.9 給水上付近に与える影響の防止	4-15
第5節 直結方式による給水計画	4-17
1.5.1 直結直圧方式	4-17
1.5.2 特例直結直圧方式	4-18
1.5.3 直結増圧方式	4-18
第6節 受水槽方式による給水計画	4-19
1.6.1 総則	4-19
1.6.2 受水槽方式	4-19
1.6.3 高置水槽方式	4-20
1.6.4 その他方式	4-20
第7節 直結直圧方式及び受水槽方式の併用による給水計画	4-21
1.7.1 総則	4-21
1.7.2 併用方式	4-21

第2章 給水装置の設計

第1節 給水装置の基本設計	4-22
2.1.1 基本条件	4-22
2.1.2 設計時における注意事項	4-22

2.1.3 設置の原則	4-22
第2節 計画使用水量の決定	4-23
2.2.1 計画使用水量	4-23
2.2.2 直圧方式の場合	4-23
2.2.3 増圧方式の場合	4-29
2.2.4 受水槽方式の場合	4-30
第3節 メータ一口径の決定	4-32
2.3.1 選定基準	4-32
2.3.2 直圧方式の場合	4-34
2.3.3 増圧方式の場合	4-37
2.3.4 受水槽方式の場合	4-37
2.3.5 その他の場合	4-37
2.3.6 メーター設置器	4-37
第4節 給水管の口径決定	4-38
2.4.1 選定基準	4-38
2.4.2 摩擦損失水頭の計算	4-41
第5節 特例直結直圧方式の設計	4-49
2.5.1 総則	4-49
第6節 直結増圧方式の設計	4-49
2.6.1 総則	4-49
第7節 水理計算の実務	4-50
2.7.1 計画使用水量の決定	4-50
2.7.2 留意事項	4-51
2.7.3 直圧方式の計算例	4-52
2.7.4 増圧方式の計算例	4-67
2.7.5 受水槽方式の計算例	4-67
第8節 直結直圧方式への切替	4-68
2.8.1 適用条件	4-68
2.8.2 既存管の更新	4-68
2.8.3 既存管使用の責任	4-68
2.8.4 配管構造等	4-68
2.8.5 事前協議	4-70
第9節 受水槽方式から直結方式への切替	4-71
2.9.1 総則	4-71
2.9.2 更生工事の履歴のない受水槽方式給水設備から直結方式への切替	4-71
2.9.3 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・ 工法及び施工状況が明らかな場合	4-72
2.9.4 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・ 工法及び施工状況が確認できない場合	4-72
2.9.5 受水槽等の撤去	4-76

第10節 高置水槽への直結給水	4-77
2.10.1 適用条件	4-77
2.10.2 適用基準	4-77
2.10.3 配管構造等	4-77
2.10.4 定水位弁の設置	4-77
2.10.5 警報装置の設置	4-78
2.10.6 高置水槽等の撤去	4-78
第11節 自家用給水設備の切替	4-79
2.11.1 総則	4-79
2.11.2 適用条件	4-79
2.11.3 適用基準	4-79
2.11.4 減圧弁の設置	4-80
2.11.5 減圧弁用弁筐の設置	4-80
第3章 給水特殊設備の設計	
第1節 廉房設備	4-82
3.1.1 総則	4-82
3.1.2 設計施工	4-82
第2節 洗濯設備	4-83
3.2.1 総則	4-83
3.2.2 設計施工	4-83
第3節 水泳プール設備	4-84
3.3.1 総則	4-84
3.3.2 給水方法	4-84
3.3.3 設計施工	4-85
第4節 浴場設備	4-87
3.4.1 総則	4-87
3.4.2 設計施工	4-87
第5節 水景及び散水設備	4-88
3.5.1 総則	4-88
3.5.2 水景設備	4-88
3.5.3 散水設備	4-91
第4章 図面の作成	
第1節 総則	4-92
4.1.1 総則	4-92
4.1.2 基準	4-92
第2節 給水装置図面の作成	4-93
4.2.1 基準	4-93
4.2.2 表示記号	4-94
4.2.3 境界線等	4-98
4.2.4 土木構造物の表示記号	4-98

第3節 付近見取図の作成	4-99
4.3.1 目標図	4-99
4.3.2 止水栓及び分岐位置詳細図	4-99
第4節 配管平面図の作成	4-102
4.4.1 設計配管平面図	4-102
4.4.2 設計配管平面図の変更	4-102
4.4.3 完成配管平面図	4-102
第5節 配管立面図の作成	4-104
4.5.1 設計配管立面図	4-104
4.5.2 設計配管立面図の変更	4-104
4.5.3 完成配管立面図	4-104
第6節 給水装置完成断面図の作成	4-106
4.6.1 総 則	4-106
4.6.2 完成平面図	4-106
4.6.3 完成横断面図	4-106
第7節 分岐工事における図面の作成	4-108
4.7.1 総 則	4-108
4.7.2 横断面図の作成	4-108
4.7.3 舗装復旧範囲の図示	4-108
4.7.4 標準掘削断面図の作成	4-108
第8節 道路等占用許可申請における図面の作成	4-110
4.8.1 総 則	4-110

第5編 給水装置施工基準

第1章 総 則

第1節 総 則	5-1
1.1.1 許可手続き	5-1
1.1.2 届 出	5-1
1.1.3 下請負	5-1
1.1.4 施工時の確認	5-1
1.1.5 損害補償	5-1

第2節 安全管理	5-2
-----------------	-------	-----

1.2.1 工事中の安全管理	5-2
1.2.2 事故報告	5-2
1.2.3 作業主任者	5-2

第3節 交通安全管理	5-5
-------------------	-------	-----

1.3.1 交通安全管理	5-5
1.3.2 過積載の防止	5-6
1.3.3 歩行者道路の確保	5-6
1.3.4 事故防止	5-7

1. 3. 5	交通誘導員	5-7
1. 3. 6	現場の整理整頓	5-7
1. 3. 7	区画線の仮復旧	5-7
1. 3. 8	看板の設置	5-7
第4節 施工管理	5-8
1. 4. 1	管理一般	5-8
1. 4. 2	影響防止	5-8
1. 4. 3	既存構造物の防護	5-8
1. 4. 4	写真の記録	5-8
1. 4. 5	支障物件の取扱い	5-8
1. 4. 6	後片付け	5-8
1. 4. 7	建設副産物対策	5-8
第5節 給水装置材料の指定	5-10
1. 5. 1	材料の指定	5-10
第2章 土工事		
第1節 床掘工	5-11
2. 1. 1	床掘作業	5-11
2. 1. 2	機械の選定	5-11
2. 1. 3	建設発生土	5-11
第2節 埋戻工	5-12
2. 2. 1	埋戻作業	5-12
2. 2. 2	既存構造物の損傷防止	5-12
2. 2. 3	狭隘箇所等の埋戻し	5-12
第3節 残土処理工	5-13
2. 3. 1	総 則	5-13
2. 3. 2	残土運搬	5-13
第4節 水替工	5-13
2. 4. 1	開削水替	5-13
第5節 土留工	5-14
2. 5. 1	開削土留	5-14
2. 5. 2	軽量鋼矢板建て込み	5-15
2. 5. 3	支保工	5-16
第3章 舗装工事		
第1節 アスファルト舗装工	5-17
3. 1. 1	舗装準備	5-17
3. 1. 2	路盤	5-17
3. 1. 3	基層及び表層	5-17
3. 1. 4	密度試験	5-18
3. 1. 5	瀝青材料	5-18
3. 1. 6	交通開放	5-19

3. 1. 7	復旧範囲	5-19
3. 1. 8	責任期間	5-19
3. 1. 9	仮舗装	5-19
3. 1. 10	路面復旧者の表示	5-19
第2節	ブロック舗装工	5-21
3. 2. 1	ブロック舗装	5-21
第4章	給水装置の施工	
第1節	給水管の分岐	5-22
4. 1. 1	一般事項	5-22
4. 1. 2	防食措置	5-24
4. 1. 3	分岐替	5-24
4. 1. 4	サドル付分水栓による分岐	5-25
4. 1. 5	不断水T字管による分岐	5-28
4. 1. 6	メカ形チーズによる分岐	5-29
4. 1. 7	水圧試験	5-32
4. 1. 8	穿孔	5-33
第2節	公道等における管の布設	5-34
4. 2. 1	総則	5-34
4. 2. 2	管の占用	5-34
4. 2. 3	離隔の確保	5-34
4. 2. 4	ダクタイル鉄管の布設	5-37
4. 2. 5	鋼管の布設	5-37
4. 2. 6	水道配水用ポリエチレン管の布設	5-37
4. 2. 7	水道用ポリエチレン二層管の布設	5-38
4. 2. 8	防食対策	5-39
4. 2. 9	管の明示	5-43
4. 2. 10	管防護	5-46
4. 2. 11	管の切断	5-48
4. 2. 12	管の接合	5-50
第3節	弁栓類等の設置	5-54
4. 3. 1	仕切弁及び止水栓	5-54
4. 3. 2	メーター以降に設置する弁栓類	5-60
4. 3. 3	弁栓類の設置方法	5-60
4. 3. 4	弁筐の指定	5-62
4. 3. 5	レジンコンクリート製ボックス	5-64
4. 3. 6	弁筐の選定	5-65
4. 3. 7	弁筐の据付け	5-66
4. 3. 8	逆流防止用弁栓類	5-68
第4節	メーター等の設置	5-69
4. 4. 1	設置条件	5-69

4.4.2 メーターの設置	5-69
4.4.3 メーター設置上の注意	5-71
4.4.4 メーター設置器の使用	5-71
4.4.5 メーターボックスの指定	5-73
4.4.6 車体の構築	5-75
4.4.7 メーターボックスの選定	5-77
4.4.8 銘板の取付け	5-78
第5節 止水栓止工事	5-79
4.5.1 総 則	5-79
4.5.2 施工一般	5-79
4.5.3 禁止事項	5-80
4.5.4 その他事項	5-80
第6節 敷地内における管の布設	5-81
4.6.1 総 則	5-81
4.6.2 管の布設	5-81
4.6.3 給水工法	5-81
4.6.4 配管材料	5-81
4.6.5 一般配管	5-82
4.6.6 露出配管	5-83
4.6.7 管の切断	5-85
4.6.8 管の接合	5-85
4.6.9 ヘッダー工法における配管	5-87
第7節 給水装置の撤去	5-92
4.7.1 総 則	5-92
4.7.2 給水装置の撤去	5-92
4.7.3 分岐部の閉止	5-93
4.7.4 埋設シートの敷設	5-95
第8節 臨時給水装置	5-96
4.8.1 総 則	5-96
4.8.2 装置の撤去	5-96

第6編 私設給水幹線施工基準

第1章 私設給水幹線の設計

第1節 総 則	6-1
1.1.1 総 則	6-1
1.1.2 申込み	6-1
1.1.3 その他事項	6-1
第2節 私設給水幹線の口径	6-2
1.2.1 設計一般	6-2

第2章 私設給水幹線の施工

第1節 私設給水幹線の布設等	6-5
2.1.1 使用材料	6-5
2.1.2 占用位置	6-5
2.1.3 分岐工事	6-5
2.1.4 管の布設	6-5
2.1.5 弁栓類の設置	6-6
2.1.6 排水設備	6-8
第2節 開発行為及び宅地造成工事	6-10
2.2.1 総 則	6-10
2.2.2 申請及び回答	6-10
第3節 私設給水幹線の寄附	6-11
2.3.1 寄附行為	6-11

第7編 中高層建物直結給水施工基準

第1章 総 則

第1節 総 則	7-1
1.1.1 総 則	7-1
1.1.2 事前協議	7-1
第2節 給水計画の基本事項	7-2
1.2.1 適用条件	7-2
1.2.2 適用基準	7-2
1.2.3 配管構造等	7-3
1.2.4 給水方式の切替	7-5

第2章 直結直圧方式の設計

第1節 特例直結直圧方式	7-6
2.1.1 総 則	7-6
2.1.2 適用条件	7-6
2.1.3 適用基準	7-6
第2節 直結直圧方式の設計	7-8
2.2.1 水理計算	7-8
2.2.2 計画使用水量の決定	7-9
2.2.3 メーター口径	7-9
2.2.4 その他事項	7-9
2.2.5 準拠すべき基準等	7-9
第3節 水理計算の実務	7-10
2.3.1 水理計算	7-10

第3章 直結増圧方式の設計

第1節 直結増圧方式	7-11
3.1.1 総 則	7-11
3.1.2 適用範囲	7-11

3.1.3	適用基準	7-12
3.1.4	増圧ポンプの選定	7-12
3.1.5	増圧ポンプの設置位置	7-14
3.1.6	逆流防止	7-14
3.1.7	配管構造等	7-15
3.1.8	非常用水栓の設置	7-16
3.1.9	水道メーター	7-16
第2節	直結増圧方式の設計	7-18
3.2.1	水理計算	7-18
3.2.2	計画使用水量の決定	7-19
3.2.3	逆流防止	7-20
3.2.4	キャビテーション対策	7-20
3.2.5	メーターの計画同時使用水量	7-22
第3節	水理計算の実務	7-23
3.3.1	直結増圧方式の計算例	7-23
第4章	直結直圧方式への切替	
第1節	既存建物の直結給水への切替	7-31
4.1.1	給水方式	7-31
4.1.2	高置水槽補給装置	7-31
4.1.3	メーター及び給水管	7-32
第5章	維持管理	
第1節	総 則	7-34
5.1.1	維持管理	7-34

第8編 貯水槽水道施工基準

第1章	貯水槽水道の設計	
第1節	総 則	8-1
1.1.1	総 則	8-1
1.1.2	事前協議	8-1
1.1.3	工事の申込み	8-2
1.1.4	受水槽以降の配管工事の取扱い	8-2
第2節	受水槽等の設計	8-3
1.2.1	総 則	8-3
1.2.2	適用条件	8-3
1.2.3	給水計画	8-4
1.2.4	貯水槽の容量	8-6
1.2.5	消防用水槽の容量	8-8
1.2.6	揚水ポンプの揚程	8-8
1.2.7	直送ポンプの揚程	8-9
1.2.8	受水槽の構造等	8-9

1. 2. 9 高置水槽の構造等	8-12
1. 2. 10 ボールタップ等の口径	8-13
1. 2. 11 受水槽への給水方式	8-14
1. 2. 12 高置水槽への給水方式	8-15
1. 2. 13 逆流防止装置	8-16
1. 2. 14 貯水槽の設置位置	8-16
1. 2. 15 ポンプ設備	8-17
1. 2. 16 配管設備	8-18
1. 2. 17 非常用直結給水栓	8-18
1. 2. 18 メータ一口径	8-18
第3節 逆流防止対策	8-20
1. 3. 1 基本事項	8-20
1. 3. 2 吐水口空間の確保	8-20
1. 3. 3 逆流防止器	8-22
第2章 給水計画	
第1節 受水槽への給水	8-24
2. 1. 1 給水計画	8-24
2. 1. 2 給水量の算定	8-24
2. 1. 3 受水槽への給水用具	8-24
2. 1. 4 副受水槽への給水	8-25
2. 1. 5 波立防止	8-25
第2節 水理計算の実務	8-26
2. 2. 1 計画使用水量の決定	8-26
2. 2. 2 受水槽方式の計算例	8-28
第3章 貯水槽水道に設置する各戸メーター	
第1節 各戸メーター設置基準	8-31
3. 1. 1 総 則	8-31
3. 1. 2 設置基準	8-31
3. 1. 3 建物条件	8-31
3. 1. 4 一括メーターへの切替	8-34
第2節 各戸メーター設置の承諾等	8-35
3. 2. 1 設置条件の承諾	8-35
3. 2. 2 改善指導	8-35
3. 2. 3 許可の取消	8-35
第4章 併用方式の設計及び施工	
第1節 総 則	8-36
4. 1. 1 総 則	8-36
4. 1. 2 基 準	8-36
4. 1. 3 事前協議及び申込み	8-36
第2節 設計施工	8-37

4. 2. 1 設 計	8-37
4. 2. 2 施 工	8-37
第5章 維持管理	
第1節 維持管理	8-39
5. 1. 1 総 則	8-39
5. 1. 2 設備管理責任者等	8-39
5. 1. 3 貯水槽の管理	8-39
5. 1. 4 識別表示等	8-40
5. 1. 5 使用上の注意	8-40

第9編 私設消火設備施工基準

第1章 総 則	
第1節 総 則	9-1
1. 1. 1 総 則	9-1
1. 1. 2 法の適用	9-1
第2章 私設消火設備用配管の設計施工	
第1節 設計施工	9-2
2. 1. 1 設 計	9-2
2. 1. 2 管の口径	9-2
2. 1. 3 管の分岐	9-2
2. 1. 4 メーターの設置	9-2
2. 1. 5 配管一般	9-2
2. 1. 6 管の明示	9-2
第3章 水道直結式スプリンクラー設備の設計施工	
第1節 総 則	9-4
3. 1. 1 総 則	9-4
3. 1. 2 区 分	9-4
3. 1. 3 事前協議	9-4
3. 1. 4 申込み	9-5
3. 1. 5 基 準	9-5
3. 1. 6 給水装置の定義	9-6
第2節 使用者等への周知	9-7
3. 2. 1 周知すべき事項	9-7
第3節 施工一般	9-8
3. 3. 1 施 工	9-8
3. 3. 2 施工状況の確認	9-8

第10編 特殊器具装置施工基準

第1章 総 則

第1節 総 則	10-1
1. 1. 1 最低作動水圧	10-1
1. 1. 2 逆流防止装置	10-1
1. 1. 3 その他用具	10-1
第2章 特殊器具装置		
 第1節 活水器及び浄水器	10-2
2. 1. 1 総 則	10-2
2. 1. 2 適 用	10-2
2. 1. 3 申込み	10-2
2. 1. 4 基 準	10-4
2. 1. 5 責任分界点	10-5
2. 1. 6 維持管理	10-6
 第2節 給水補助加圧装置	10-7
2. 2. 1 適 用	10-7
2. 2. 2 申込み	10-7
2. 2. 3 基 準	10-7
2. 2. 4 水圧試験	10-7
 第3節 水道直結型太陽熱利用給湯システム	10-9
2. 3. 1 適 用	10-9
2. 3. 2 申込み	10-9
2. 3. 3 基 準	10-9
2. 3. 4 維持管理	10-11
 第4節 水道直結型耐震性非常用貯水槽	10-12
2. 4. 1 適 用	10-12
2. 4. 2 方 式	10-12
2. 4. 3 申込み	10-12
2. 4. 4 基 準	10-12
2. 4. 5 設計及び施工	10-14
 第5節 製氷機又は冷凍機	10-15
2. 5. 1 申込み	10-15
2. 5. 2 基 準	10-15
 第6節 ドライ型ミスト発生装置	10-16
2. 6. 1 適 用	10-16
2. 6. 2 申込み	10-16
2. 6. 3 基 準	10-16
2. 6. 4 維持管理	10-16
 第7節 ウォータークーラー及び自動お茶入れ機	10-18
2. 7. 1 適 用	10-18
2. 7. 2 申込み	10-18
2. 7. 3 基 準	10-18

2.7.4 維持管理	10-18
第8節 非常用給水栓	10-19
2.8.1 適用	10-19
2.8.2 申込み	10-19
2.8.3 基準	10-19
2.8.4 維持管理	10-19
第9節 湯沸器	10-20
2.9.1 総則	10-20
2.9.2 申込み	10-21
2.9.3 基準	10-21

第11編 給水装置の検査

第1章 総則

第1節 総則	11-1
1.1.1 工事の完成	11-1
1.1.2 瑕疵責任	11-1
1.1.3 引渡し	11-1

第2章 検査の手続

第1節 工事の完成及び検査の申込み	11-3
2.1.1 検査の申込み	11-3
2.1.2 提出書類	11-3
2.1.3 工事写真帳	11-3
2.1.4 完成検査実施日	11-3
2.1.5 工事完成検査手数料	11-4
2.1.6 工事完成検査手数料の免除	11-4

第3章 完成検査の実施

第1節 指定工事事業者が行う検査	11-5
3.1.1 自主検査	11-5
3.1.2 水圧試験	11-5
3.1.3 残留塩素の測定	11-7
第2節 管理者が行う検査	11-8
3.2.1 検査の意義	11-8
3.2.2 主任技術者の立会い	11-8
3.2.3 検査員の指名	11-8
3.2.4 検査事項	11-8
3.2.5 現地検査の省略	11-9
3.2.6 検査結果の通知	11-9
3.2.7 修補	11-9
第3節 水圧試験の特例	11-11
3.3.1 検査時における水圧試験の省略	11-11

3.3.2 指定工事事業者が行う水圧試験	11-11
3.3.3 試験方法	11-12
第4節 工事写真による検査	11-14
3.4.1 工事写真の提出	11-14

第12編 水の安全及び衛生対策

第1章 安全対策

第1節 破壊防止措置	12-1
1.1.1 水撃作用防止	12-1
1.1.2 地盤沈下等	12-1
1.1.3 水路横断等	12-2
1.1.4 凍結防止	12-2
1.1.5 逆流防止	12-3
1.1.6 逆流防止装置	12-7

第2章 衛生対策

第1節 クロスコネクションの防止	12-9
2.1.1 総 則	12-9
第2節 水の污染防治	12-11
2.1.1 総 則	12-11
第3節 侵食防止	12-13
2.3.1 総 則	12-13
2.3.2 侵食の種類	12-13
2.3.3 侵食の形態	12-16
2.3.4 侵食の起こりやすい土壤の埋設配管	12-16
2.3.5 防食工	12-16
2.3.6 その他の防食	12-17

第13編 給水装置の維持管理

第1章 維持管理

第1節 総 則	13-1
1.1.1 給水装置及び給水用具	13-1
1.1.2 給水装置図面の管理	13-2
1.1.3 水質異常	13-2
第2節 維持管理	13-4
1.2.1 漏水の点検	13-4
1.2.2 給水用具の故障と修理	13-4
1.2.3 異常現象と対策	13-7

参考資料

- ・流量計算
- ・スプリンクラー設備設置基準（抜粋）
- ・スプリンクラーヘッド設置基準（抜粋）
- ・給水装置工事記録写真撮影基準

様式集